

# 依存(のめり込み)問題・置引き対策等研修会

## 社会的責任として取り組む

### 「ホールでの具体化が重要」

#### 21世紀会310人参加

パチンコ・パチスロ産業21世紀会が主催する「依存(のめり込み)問題・置引き対策等研修会」が4月17日、東京・東上野のオーラムで開かれた。業界団体役員を含めて遊技関連関係者310人(うちホール関係179人)が参加、会

場は満員となった。

研修会の目的は、遊技関連事業者を対象に依存(のめり込み)問題とその対応を解説し、取り組みの必要性について認識を深めるとともに、業界挙げた対策推進に向けて周知徹底を図ること。併せて、重点課題となっている置引き対策や今後の遊技機開発、闊スロ撲滅への取り組みについての講演があった。

#### 「全国隅々に浸透を」

冒頭、21世紀会代表の阿部恭久全日遊連理事長が、「依存(のめり込み)問題は重要な課題であり、業界全体で足並みをそろえて取り組むべきだとし、今回21世紀会主催で開かせていただいた。これから各団体では総会が

開かれ、大勢の方が集まる機会が増えるので、この課題を全国隅々まで浸透させるきっかけにしたい。国民の皆さんに知っていただきたいのは、われわれの業は大衆娯楽であってギャンブルではないということ。そのためには、われわれもやるべきことはきちんとやっておくことが大切だ。パチンコは適度にのめり込んでもらう遊びではないかと議論する人もいるが、適度ではなく過度にのめり込むことの問題点はきちんと認識し対応していく姿勢が重要だ」とあいさつした。

#### 「創意工夫を活かし」

行政講話で警察庁保安課、大門雅弘課長補佐は、「今回策定されたガイドラインは、今後どのように現場で運用されるかにかかっている。この研修会を皮切りに全国各地でも周知徹底の輪が広がること

を期待している。また、さらなるのめり込み対策として、射幸性の低い遊技を検討していると承知している。これらの遊技機がホールに設置され、遊技客にその手軽さ、遊びやすさを体感してもらうためには、ホールの皆様の理解・協力なくしてないうるものではない。

メーカー、ホールともに創意工夫をこらし、あらゆる面からの実効性のあるアプローチを期待する」と、業界全体での対応の必要性を指摘した。(4〜5ページに講話全文掲載)

安藤リーダー



#### 「お客様を守るため」

3月の21世紀会で承認された「パチンコ店における依存(のめり込み)問題対応ガイドライン」について、安藤博文日遊協依存問題PT兼活性化委員会WGリーダーが、「営業の足かせになるようなことをやらされるんじゃないかと誤解している人が大勢いると思います。が、決してそんなことはない、難しいことは書いていません」と前置きし、策定のねらいと概要を講演した。





安藤氏はそのねらいを、「遊技を繰り返すことによる依存のリスクを社会と顧客に知っていただき、できるだけ未然防止を図り、大切なお客様を守っていくこと」と説明した。

そして、「われわれにはお客様に提供するサービスによって、悪影響を及ぼすことがないように努める社会的責任がある。すべての企業は自らの利益だけを図ってよしとするのではなく、社会的影響に対しても配慮しなければならぬ。このガイドラインは、この業の5年先、10年先を守るためのものだ」と

## クールビズ開始

日遊協は4月20日、会員宛に「夏季の軽装について」と題する連絡を發した。地球温暖化対策及び省エネ対策の一環として、5月1日から10月31日までの期間、昨年に引き続き夏季軽装（クールビズ）を実施する。協会の会議室で行う各種会議では、軽装での出席も可能としている。

思っていたきたい」と強調した。

ホールの取るべき対応（対外的な取り組み、来店客に向けた取り組み、推進体制の構築と担当者



## 「過度な消費抑制」

依存防止対策として日遊協が設備機器団体と導入を進めている「自己申告プログラム」について、茂木欣人自己申告プログラム検討会リーダーが講演した。茂木氏は、お客様の過度な消費金額や結果としての借金などがその家族にも不幸をもたらすと世間では思われているとして、プログラムを「お客様本人の申告した金額に達した場合に、会員カードの使用停止の告知をするサービス」と説明した。

特徴について、「過度な消費を抑制したい、そのためのサポートを受けたいという人を助ける」「世論

は業界がこの問題の加害者と捉えているので、課題に対し業界がお客様と向き合い、社会に発信することでセーフティネットの役割を果たす」「カジノの自己排除プログラムに対応する」の3点を挙げた。システムの構成は、「貯玉会員カードと連動したCRユニットカード式メダル貸し機が導入されていることが必須条件。機能の追加、バージョンアップにかかる費用は発生しない方向で進めている」とした。

西全日遊連事務局長



## 「防犯体制の整備を」

ホールにおける置きき防止対策について、西俊文全日遊連事務局長が21世紀会策定の「置きき防止マニュアル」に沿って講演した。マニュアルは①従業員教育等の防犯体制整備 ②巡回、アナウンス等の注意喚起と警戒強化 ③防犯カメラ等の適切な設置と活用 ④周辺機器の適切な活用——となっている。

山崎回胴遊商副理事長



の啓発に努めていく。日遊協の場合は4月9日の九州支部総会、この日の東京都・関東支部等共同運営の研修会と近畿支部総会のと、中国・四国、東北、中部、北海道の各支部総会に合わせて研修会を開いていく。

金沢全求日工組理事長と渡辺圭市同理事が「これからの遊技機開発に関する取組について」と題し講演した。両氏は「のめり込み」対策に関連した射幸性抑制の取り組みとして、大当たり確率の下限を320分の1に上げる等、「遊技者の消費金額の抑制」「多種多様な遊技機の開発」の2つの対策を中心に話した。（36〜41ページに金沢理事長のインタビューによる関連記事）

最後に山崎智成回胴遊商副理事長が「闇スロ撲滅に関するご協力をお願いについて」と題して講演し、西村拓郎日遊協東京都・関東支部長のあいさつで閉会した。

研修会は今回の研修会をキックオフ大会にして各地区で同趣旨の研修会が開かれ、業界全体での啓発に努めていく。日遊協の場合は4月9日の九州支部総会、この日の東京都・関東支部等共同運営の研修会と近畿支部総会のと、中国・四国、東北、中部、北海道の各支部総会に合わせて研修会を開いていく。



遊技の低射幸化を実現していただきたいと思えます。

### 「放置対策」厳格に推進

また、のめり込み問題の一つである児童の車内放置事案についても、この場をお借りして付言させていただきますが、皆様に御努力いただいている巡回活動等により、例年数十件もの児童の発見事案が継続していることからすると、ま

## 結果を出す置引き対策を

### 高水準の実態変わらず

最後に、ホールにおける置引き対策についてお話しします。

置引きの全体の認知件数が減少傾向にある中で、ぱちんこ店における置引きの認知件数だけが顕著に増加していることから、様々な機会を通じて置引き対策の推進についてお願いをいたしました。依然としてぱちんこ店における置引きの発生件数は高水準で推移しております。

業界においては、新たなファン層を拡大しようと様々な取組が行われておりますが、そもそも遊技客に来てもらわなければならない遊技場が、置引き被害に遭う確率が高い場所であるならば、どのような取組をし

だまだ予断を許さない状況が続いております。

皆様におかれましては、示されている業務マニュアルが店舗において正しく実行されているかを再確認することはもとより、更なる対策として、児童を同乗させている車両は営業所の駐車場への入場を断るなどの厳格な措置を積極的に推進していただきたいと思えます。

ようともその成果は表れないのではないでしようか。

安心な遊技場所を確保することは、ぱちんこが健全な娯楽であるための大前提であるとともに、遊技客に気軽に遊んでもらうための必要不可欠な条件であると考えております。

本年3月、業界団体において、置引きマニュアルの第1版を策定

していただきました。後ほどこの説明があるかと思いますが、依存問題対応ガイドラインと同様、現場に即したマニュアルとして今後さらに改定をしていく必要があるものと認識しております。

### 実例の分析をした上で

皆様にありましては、マニュアルを参考に、個々のホール現場でどのような事案の発生があるのか実例をもとに分析をした上でその対策を検討していただき、真に実効的な防止対策を実行していただきたいと思えます。

例えば、あるホールにおいて、遊技客が遊技台の確保のために携行品を座席に放置しておくことが置引きの主な原因というのであれば、遊技客への呼びかけにとどまらず、遊技客への呼びかけにとどまらず、座席の確保のための目印になるものを店側で用意して遊技客が携行品を放置することのないようにするなど、

具体的な結果に結びつく対策をお願いいたします。

以上、ぱちんこ遊技ののめり込み問題対策と、置引き対策についてお話ししましたが、

今後のぱちんこ業界の皆様の御努力とその結果に期待いたしております。

結びに、研修会に御参加の皆様のみますの御発展と御健勝、御多幸を祈念いたしました。私の話を終わります。

御静聴ありがとうございました。

### 警察庁、量定基準を一部改正

### 「賞品買取り」等の罰則強化 営業停止基準3か月の「B」へ

警察庁は4月1日付で、行政手続法に基づく処分基準のモデル（風営法に係るものに限る）の一部改正を、生活安全局長通達として都道府県警察に発し、合わせてホール関係5団体に連絡した。

改正内容は営業停止命令等の量定基準に関するもので、現金等提供禁止違反、賞品買取り禁止違反の2事案について、いずれも量定のランクを「C」から「B」に改めた。「C」は「営業停止20日以上6月以下」基準期間40日だったが、「B」は「営業停止40日以上6月以下」基準期間3月と厳しくなった。改正の理由について同庁は、2つの事案が減少せず、むしろ増えているためとしている。

## 産業21世紀会



講義を行う大門雅弘課長補佐